

令和6年第1回定例会

都市建設常任委員会会議概要

委員長 花田 明 仁

副委員長 木村 淳 司

1 **開催日時** 令和6年3月8日（金曜日）午前10時25分～午前11時13分

2 **開催場所** 第3・第4委員会室

3 **審査案件**

議案第68号 青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第79号 青森市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について

議案第80号 青森市営一般乗合自動車料金条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

請願第1号 合浦公園石碑等に対する新たな紹介方法の導入の検討に関する請願

4 **報告案件**

(1) JR青森駅東口ビル内自由通路の供用開始について

(2) 第3期青森市住生活基本計画の改定について

(3) 青森市空家等対策計画（第2期）の策定について

(4) 令和6年度夏ダイヤ改正の概要について

【挙手による報告】

(1) 駅前公園の施設被害について

○出席委員

委員長	花田明仁	委員	軽米智雅子
副委員長	木村淳司	委員	天内慎也
委員	蛭名和子	委員	木下靖
委員	中田靖人	委員	大矢保

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

企業局長	鈴木裕司	交通部次長	高野雅子
都市整備部長	清水明彦	都市政策課長	櫻田文明
都市整備部理事	土岐政温	水道部総務課長	森田新
水道部長	三浦大延	交通部管理課長	今村剛志
交通部長	佐々木淳	関係課長等	
水道部次長	一戸隆雄		

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 久 保 拓 哉

議事調査課主査 柿 崎 良 輔

議事調査課主査 岩 間 憲 仁

○花田明仁委員長 ただいまから、都市建設常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案3件及び請願1件について、ただいまから審査いたします。

議案第68号「青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 議案第68号「青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

初めに、制定理由につきましては、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の題名が令和6年4月1日に変更になること、そして、住宅の省エネルギー性能の評価方法が新たに国から示されたことから、所要の改正をするものであります。

改正内容につきましては、1つには、法律題名の改正によるものであります。これまでの建築分野（建築物）における省エネルギーの徹底に加え、太陽光発電施設などの再生可能エネルギーの利用拡大の取組強化を促進するため、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律から、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に題名が改正されることに伴い、別表4許可申請手数料表中の法律の題名を改正するものであります。2つには、省エネルギー性能の評価方法の追加に伴う改正であります。住宅の低炭素建築物新築等計画認定及び建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る省エネルギー性能評価は、これまで外皮性能、一次エネルギー消費量いずれも計算による方法、または、誘導仕様基準による方法で評価していたところ、今後は計算による方法と誘導仕様基準による方法を組み合わせて評価することが可能となったことから、評価方法の区分の記載を改めるものであります。

資料にイメージをお示ししておりますが、現行の性能評価方法区分は、民間機関が性能評価を行った場合が1通りと、行われていない場合が2通りの計3通りの評価方法区分に応じた手数料になっておりますが、改正後では民間機関による評価が行われていない場合において、計算と誘導仕様基準を組み合わせた場合を追加するものであります。その手数料の額につきましては、審査時間がほぼ同じであることから、従来の標準計算を用いた区分と同額である3万4000円としております。

条例の施行期日につきましては、令和6年4月1日からを予定しております。

資料2ページ以降の新旧対照表につきましては、ただいま御説明した内容を分かりやすく対比させたものであります。

以上、議案第68号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

説明につきましては、以上でございます。

○花田明仁委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。天内委員。

○**天内慎也委員** 太陽光発電施設という説明がありましたけれども、資料を見ても書いていますが、太陽光発電施設は一般住宅とか、または事業所もなんですか。そのような対象でいいかどうかということで確認です。

○**花田明仁委員長** 都市整備部長。

○**清水明彦都市整備部長** 今、御説明があったとおり、住宅や事業所の建物に対する申請で間違いありません。

○**花田明仁委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**花田明仁委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**花田明仁委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 68 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 79 号「青森市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。水道部長。

○**三浦大延水道部長** 議案第 79 号「青森市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

資料 1 を御覧ください。

初めに、制定理由といたしましては、去る 2 月 14 日開催の都市建設常任委員協議会におきましても御説明申し上げたところではありますが、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う水道法の一部改正により、水道整備・管理行政に係る所掌事務の見直しが行われたことに伴う所要の改正をするため、提案するものであります。

次に、改正内容について御説明申し上げます。

青森市水道事業条例では、第 4 条におきまして、給水装置の新設等の申込みについて、また、第 36 条におきましては給水装置の基準違反に対する措置について定めており、当該規定では、それぞれ水道法第 16 条の 2 第 3 項ただし書を引用しているところであります。

このたび、水道整備・管理行政を厚生労働省から国土交通省、環境省へ移管することを主な内容とする、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う水道法の一部改正により、水道法第 16 条の 2 第 3 項ただし書が改められたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容といたしましては、水道法第 16 条の 2 第 3 項ただし書中、厚生労働省令が国土交通省令に改められたことに伴い、1 つに、第 4 条第 1 項の給水装置の新設

等の申込み関係について、給水装置の新設、改造、修繕または撤去をしようとするものは、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければなりません。条文中に水道法第 16 条の 2 第 3 項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更については除くことと規定しております。今回の水道法の一部改正により、所管が厚生労働省から国土交通省に移管されたことに伴いまして、厚生労働省令が国土交通省令に改められるものであります。2 つに、第 36 条第 2 項の給水装置の基準違反に対する措置関係については、管理者は、給水装置の所有者の当該給水装置が、指定給水装置工事業業者の施行した給水装置の新設等の工事に係るものでないときは、給水装置の所有者の給水契約の申込みの拒否や給水を停止することができるが、当該工事が水道法第 16 条の 2 第 3 項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるときなどは、この限りでないことと規定しております。今回の水道法の一部改正によりまして、こちらも先ほどと同様、所管の移管に伴い、厚生労働省令が国土交通省令に改められたものであり、これに伴い改正するものであります。

最後に、施行日は、令和 6 年 4 月 1 日であります。

なお、資料 2 で新旧対照表も配付しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上が、議案第 79 号「青森市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について」の概要であります。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○花田明仁委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 79 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 80 号「青森市営一般乗合自動車料金条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。交通部長。

○佐々木淳交通部長 議案第 80 号「青森市営一般乗合自動車料金条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

お手元の資料 1 を御覧いただきたいと思っております。

初めに、「1 制定理由」であります。カード回数券、いわゆるバスカードにつ

きましては、令和4年3月のAOPASS導入に伴い、販売を終了いたしました、その後も当分の間、従前のおり使用することができるとしておりました。

これまで、多くの皆様に御利用いただいていたバスカードですけれども、読み取り機器等については、製造メーカーが既に製造を終了しておりまして、修理については中古部品を確保して実施してきているところでもあります。しかしながら、中古部品につきましては、今後、入手がますます困難になることが想定されておりますことから、バスカードの使用を終了することとしたものであります。

なお、バスカードの利用状況につきましては、バスカードの販売終了後は年々減少しておりまして、令和6年2月の利用率は0.57%となっております。また、AOPASSを含むICカードの令和6年2月の利用率は58.4%となっております。そのため、バスカードの読み取り機器の使用可能な期間や、バスカードをお持ちの方への周知を徹底する期間を考慮しながら、十分な使用期間を確保した上で、バスカードの使用を終了するため、所要の改正を行うものであります。

次に、「2 改正内容」であります、資料2の新旧対照表と併せて御参照いただければと思います。

カード回数券の使用終了に伴う一部改正といたしまして、青森市営一般乗合自動車料金条例の一部を改正する条例の附則第2項に規定する経過措置に係る期間について、当分の間としておりましたが、使用することができる期間を令和8年3月31日までの間と改めるものであります。

最後に「3 施行期日」につきましては、公布の日としております。

以上、議案第80号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

○花田明仁委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第80号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号「合浦公園石碑等に対する新たな紹介方法の導入の検討に関する請願」を議題といたします。

本請願に対する市当局の意見等について説明を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 「合浦公園石碑等に対する新たな紹介方法の導入の検討に関する請願」につきまして、市の考え方を御説明いたします。

合浦公園は、公園創設者である水原衛作、柿崎巳十郎兄弟が14年の歳月をかけ整備を行い、明治27年の完成後に、本市が寄附を受けており、今年で開園130年を迎える県内で最も歴史がある公園となっています。また、公園内には、本市指定の天然記念物である三誓の松をはじめ、池や藤棚などの日本庭園的風景や、桜、ツツジの花が咲き、春は花見、夏は海水浴、秋は紅葉など、四季を通じて市民の憩いの場となっており、平成元年には日本の都市公園100選に選出された公園でもあります。

合浦公園内に設置されております石碑につきましては、古いものは、文政8年—1825年に設置された江戸時代後期の俳人である黄華庵升六の句碑や、直近のものについては、平成6年—1994年に開園100周年を記念して設置された、公園創設者の水原衛作と柿崎巳十郎兄弟の胸像など、合計31基の石碑が設置されております。

園内に設置されている石碑のPRとしましては、園内31基の石碑の写真と建立年及び建立者について記載したリーフレットの配付のほか、合浦公園を管理している指定管理者のホームページにて紹介をしております。

しかしながら、それらの発信情報につきましては、作成時点から年数が経過していたことや、あるいは碑文やその解説などの具体的内容の記載がされていなかったことなどから、令和4年第2回定例会に小豆畑議員や令和5年第4回定例会に木下議員から、ガイドの導入など幅広い魅力発信の手法の検討や、リーフレットの石碑の記載を分かりやすい内容に更新することなどについて御提言を受けております。

そのため、本市におきましては、公園の魅力発信や石碑の説明をするため、まずは発信する情報整理を第一と捉え、合浦の碑をはじめとしたこれまでの資料の精査を行うとともに、並行してリーフレット更新のための掲載写真の撮影を行うなど作業を進めてきたところでありまして、幅広い魅力発信の手法については、発信する情報内容を踏まえた上で検討することとしていたところであります。

本市としては、石碑の詳細情報を発信するため、引き続き、資料整理や発信情報の精査を行い、リーフレットやホームページの更新作業を進めることとし、その後、幅広く公園の魅力伝える新たな紹介方法につきまして、他都市の事例研究を行い、発信する情報内容についても関係各所と協議を行った上で、情報発信の手法や、導入方法、委託契約の形態やその費用対効果など、最も効果的な手法を総合的に判断し、公園の魅力発信について着実に検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

請願第1号については、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 御異議なしと認めます。

よって、請願第1号は、採択すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案等の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)

○花田明仁委員長 次に報告事項に入ります。

初めに、「JR青森駅東口ビル内自由通路の供用開始について」報告を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 JR青森駅東口ビル内自由通路の供用開始について御報告申し上げます。

本市では、JR東日本が整備を進めております青森駅東口の中を貫通する駅ビル内自由通路の整備につきまして、令和5年12月から工事を進めておりましたが、今般、供用開始することをお知らせできる運びとなりましたので、御説明いたします。

資料を御覧ください。

まず、JR青森駅東口ビル内自由通路の供用開始日につきましては、令和6年3月30日土曜日、午前零時からとしております。施設概要としましては、幅員約10メートル、延長約30メートルとなっております、JR東日本が整備を進めておりますJR青森駅東口ビル1階の東西を貫通する道路であります。歩行者動線を示す図のとおり、駅ビル内自由通路の供用開始後は、西口から東口に至るまでスムーズに東口駅前広場へと移動できるようになります。

また、駅ビル内自由通路の整備イメージは資料のとおりとなっております。これは、歩行者が西口または改札から東口へ向かって歩いて行き、駅ビル内自由通路のドアを開けたときに見える風景をイメージしております。図のとおり、にぎわいのある駅ビルと直接隣接する、幅員約10メートルの開放感がある空間を快適に歩行いただけることとなり、青森駅周辺のにぎわいがより一層創出されるものと考えられております。

JR青森駅東口ビル内自由通路の供用開始に関する御説明につきましては、以上でございます。

○花田明仁委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。中田委員。

○中田靖人委員 確認です。教えてください。

現在は、1階部分に障害者団体から要望を受けて設置した多機能トイレが設置されております。これは4年ほど前に、当時、橋本尚美議員と私が一般質問等で要望して設置に至った経緯があります。

これは、この自由通路の開通に伴って、もちろん撤去はされると思うのですが、1階部分に障害者向けの多機能トイレなどはどういうふうに設置されるのでしょうか。

○花田明仁委員長 都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 担当課からお答えをさせていただきます。

○花田明仁委員長 どうぞ。

○櫻田文明都市政策課長 都市政策課です。

駅ビル内1階にトイレは設置される予定となっております。

○花田明仁委員長 中田委員。

○中田靖人委員 動線としては、例えば、1階から車椅子の方が駅ビルの中に入っても、多機能トイレに入りやすいということでもよろしいですね。

○花田明仁委員長 都市政策課長。

○櫻田文明都市政策課長 そのとおりであります。

○花田明仁委員長 ほかに発言はありませんか。木下委員。

○木下靖委員 教えてほしいんですが、この図でいくと自由通路1階の自由通路から、いわゆるホームのほうに入れるようになっているのですか。

○花田明仁委員長 都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 この駅ビル内自由通路を西側に出させていただきますとエスカレーターや階段、エレベーターもついていますので、そこから2階部分に上っていただいて、改札に入ってホームのほうにアクセスしていただくことになります。

○花田明仁委員長 木下委員。

○木下靖委員 あくまでも改札口に関しては2階からのアクセスということですよ。分かりました。

○花田明仁委員長 ほかに発言はありませんか。軽米委員。

○軽米智雅子委員 工事中のもともとのラビナとの接続通路は、令和6年3月30日にはつながるといふことではないのでしょうか。

○花田明仁委員長 都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 担当課からお答えをさせていただきます。

○花田明仁委員長 都市政策課長。

○櫻田文明都市政策課長 都市政策課です。

駅ビルの自由通路に関しては、令和6年3月30日ではなくて、駅ビルの開業のときにつながるようになります。

○花田明仁委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「第3期青森市住生活基本計画の改定について」報告を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 第3期青森市住生活基本計画の改定について、御報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

まず、「1 基本的な考え方」であります。計画改定の目的・理由としましては、令和3年3月に国の住生活基本計画、いわゆる全国計画が変更され、令和4年3月に青森県の計画が改定されており、本市の計画は全国計画や県計画に即していることから、合わせて改定するものとしております。計画期間は令和6年度から令和15年度までの10か年としております。そして、次に計画の位置づけであります。本計画は、住生活基本法に基づき国・県が作成した計画に即したものとするとともに、他の関連計画との連携を図り、住宅施策を展開する指針として位置づけられるものとしております。

「2 住生活基本計画とは」であります。住生活基本計画は、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について定める住生活基本法に基づくもので、住宅施策を計画的に進めるためのものであります。全国計画における主な変更点は、災害に対する方向性やカーボンニュートラルの実現に向けた方向性が加えられております。右側、県計画では、全国計画に即するとともに、関連施策などの文言が修正されております。

「3 第2期青森市住生活基本計画の概要」であります。現行計画は、平成30年3月に策定され、基本理念とする安全で快適な青い森の住まいづくりの実現に向けて、市の住宅施策について示したものであります。

改定に当たり、検討すべき事項としましては、現状調査・分析・評価に基づき、社会経済情勢の変化や関連計画との整合などを踏まえ、全国計画で示された災害対策の目標である安全な住宅・住宅地の形成等の施策に係る検討を行ってまいります。

最後に、「4 スケジュール」であります。令和6年2月に計画の改定について庁議決定されたところであります。令和6年度は基本方向・計画素案の作成を行い、わたしの意見提案制度（パブリックコメント）を経て、令和6年度末の改定を予定しております。

御報告は以上となります。

○花田明仁委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市空家等対策計画（第2期）の策定について」報告を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 青森市空家等対策計画（第2期）の策定について御報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

まず、計画の背景と目的であります。本計画は、空家等対策の推進に関する特

別措置法、いわゆる空家法に基づく、本市の空き家等対策に関する基本となる計画でありまして、令和2年に策定した現計画が令和5年度末をもって終了となることから、新たに策定するものであります。計画期間につきましては、青森市総合計画基本計画との整合を図るため、令和6年度から令和10年度までとしており、計画の対象は現計画と同様に市内全域としております。

次に、現状と課題であります。本市の空き家等の現状は、国の統計調査や町会の御協力を得て行った本市の空き家等実態調査の結果などから、市内の広範囲に点在し、増加傾向にあることから、これに対する課題としましては、所有者等に対する建物の管理責任の啓発・醸成が必要であることや空き家や除却した跡地などの遊休不動産を利活用するための取組が必要であることなどとなっております。

次に、基本方針及び施策であります。基本方針は現計画を引き継ぐこととし、個別施策において、令和5年12月に改正された空家法や国の基本指針等に則して、空き家等となる前、空き家等となったとき、空き家等の除却後の跡地利用に至るまで、建物の各段階の状態に合わせた適切な対策を講じ、国や県、地域と連携を図りながら、空き家等対策の推進を図ってまいりたいと考えております。

最後に、本計画の成果指標を記載のとおり3つ設定することとしております。計画の策定作業であります。現在、計画素案について関係部局へ照会し、意見の取りまとめ及び反映を行っているところでございまして、令和6年度には計画案の作成及びわたしの意見提案制度（パブリックコメント）を経て、令和6年10月の策定を予定しております。

御報告は以上となります。

○花田明仁委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。天内委員。

○天内慎也委員 資料の中で空き家の腐朽・破損の割合が青森県や全国より高いと書いていまして、深刻になってきてるなと思っていました。

それで、特定空家と判断された空き家等については、危険度や緊急度、地域の要望等に応じて優先的に対策を進めていくとありまして、地域を見ると、私的には、特定空家に指定されたということ自体がもう危険、緊急だというふうに私は思っているんですけども、特定空家に指定された空き家等は優先的に対策を進めていくとあるんですが、その対策の内容を教えてくださいませんか。

○花田明仁委員長 都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 特定空家に対する対策ということによろしいでしょうか。

〔天内慎也委員「はい」と呼ぶ〕

○清水明彦都市整備部長 特定空家の現対策といたしまして、行っていますのは、指定されたあとに、まず、所有者等に対して通知を行いまして、その後に対応がなければ、指導・勧告というところで段階的に行政措置を行いまして、勧告まで行っ

て対応が見られない場合は、行政代執行ということで対応を取ることになります。

ただ、それを行う場合に、しっかり所有者等を特定して通知・指導をするというところが、現在で行っているものであります。

そして、特定空家だけではなくて、実は空家法の、今回法改正で出てきてたのが管理不全空家に対する措置ということがありまして、いわゆるその特定空家になる前に危ないものに関しても、段階的に措置をするようにということで法改正をされておりますので、それと両輪で対策は行っていきたいと考えています。

○花田明仁委員長 天内委員。

○天内慎也委員 地元のケースなどを見れば、特定空家に指定されるまで、所有者といろいろやり取りをしたりして、それでも駄目だから指定されているわけだと、私はそう思うんですよ。それで、結局、交渉するんですよね。是正勧告など、いろいろやって、どうしても駄目なら行政代執行だから、市がお金を出してやりますということだと思っただけですけども、一応確認します。

○花田明仁委員長 都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 委員おっしゃっていただいたとおり、特定空家になる前に、空き家が管理されていないので、管理してください、修繕してくださいということは御連絡させていただいて、それでも反応が見られないというときに、特定空家に指定させていただいておりますし、その後に勧告した上で、どうしても対応が見られないというときに、市費をもって行政代執行等の対応を行うステップとなると考えています。

○花田明仁委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「令和6年度夏ダイヤ改正の概要について」報告を求めます。交通部長。

○佐々木淳交通部長 令和6年度夏ダイヤ改正の概要につきまして、御報告いたします。

お手元に配付しております資料を御覧ください。

交通部では、安心して信頼あるサービス提供に向け、夏ダイヤ・冬ダイヤの2シーズン制ダイヤを導入しておりまして、来年度も引き続き2シーズン制ダイヤを実施いたします。

改正時期につきましては、令和6年4月1日、運行規模につきましては、夏期の利用状況を踏まえまして、1日当たりの運行便数としては、令和5年度の夏ダイヤ同様に平日は871便、土曜・日曜・祝日は747便といたします。

次に、主な改正の内容でありますけれども、①として、青森市総合体育館整備に伴う運行経路の新設・変更について、御説明いたします。

資料1を御覧いただきたいと思います。

青森市総合体育館につきましては、市民の健康づくりとスポーツ振興、交流人口

の拡大及び防災を目的とする拠点として令和6年7月1日の供用開始に向けた準備が進められておりまして、市営バスとしても供用開始に伴い、乗り入れを実施することとしております。

運行概要ですけれども、現在、運行しております浪館中央循環線及びスケート場線を総合体育館を経由するルートに変更いたします。運行は夏ダイヤが開始となる4月1日からとしておりまして、運行便数につきましては、平日が8便、休日は11便となります。運行ルートの変更に伴いまして、大野十文字と総合体育館前の2か所の路上にバス停を新設しますが、総合体育館前のバス停につきましては、供用開始後に敷地内のロータリーへ移動して運用することとしております。

次に、資料1-2を御覧いただきたいと思っております。

浪館中央循環線左回りの運行ルートになっておりまして、赤色の線で総合体育館を経由する新たなルートを示しております。まず、青森駅を出発し、浪館通りを通過して、金沢小学校通りまではこれまでと同様に進みますけれども、中央大橋通りとぶつかったときに交差点を右折いたしまして、総合体育館へ乗り入れます。そして、イトーヨーカドー青森店前を通過して、スケート場を折り返し、再度、総合体育館へ乗り入れ、観光通りへ左折して戻っていくというようなルートであります。

資料1-3ですけれども、こちらのほうは浪館中央循環線右回りとなっております。青色の線でお示ししており、観光通りを先に運行するルートとなっております。青森駅を出発し、観光通りまではこれまでと同様ですけれども、サンロード青森の手前の交差点を右折しまして、総合体育館前に乗り入れした後に、イトーヨーカドー青森店前を経由して、スケート場で折り返し、再度、総合体育館の前へ乗り入れし、金沢小学校通りに戻っていくというようなルートで運行いたします。

次に、資料1-4ですけれども、スケート場線の運行ルートを黄色の線で示しており、こちらのスケート場線は土曜・日曜・祝日のみの運行となりますが、青森駅を出発し、旭町通りを通過して、中央大橋通りに出ますけれども、こちらの交差点を左折し、総合体育館へ乗り入れて、スケート場のほうに発着の往復便となります。

以上が青森市総合体育館整備に伴う運行経路の新設・変更についての御説明となります。

続きまして、1枚目の資料に記載があります戸山団地線の月見野霊園経由の試験運行について御説明いたします。

引き続き、別紙の資料2の図面を御覧いただきたいと思っております。

月見野霊園線につきましては、月見野霊園管理事務所の開所期間である4月から11月までの土曜・日曜・祝日に1日2便の定期便、お盆や彼岸の際の臨時便を運行しておりますが、平日の月見野霊園利用者の需要を把握するために、来年度、霊園を経由する便の試験運行を実施したいと考えております。

月見野霊園を経由する運行ルートにつきましては、赤色の線でお示ししておりますけれども、既存の戸山団地線を活用し、戸山団地入り口のバス停から月見野霊園

を往復し、従来のルートへ戻る路線で運行したいと考えております。

運行期間は4月1日から11月30日までといたしまして、平日に1日2便運行いたします。

続きまして、1枚目の資料の主な改正内容③であります。青森駅西口駅前広場の乗り入れの本格運行ということで、こちらにつきましては、令和5年3月22日から実験運行という位置づけで実施してまいりましたけれども、青森駅西口の利用者が増加している状況等を踏まえまして、青森駅西口駅前広場の乗り入れを本格運行という形で実施いたします。運行便数は、令和5年の運行開始時と同等の便数の平日65便、土曜・日曜・祝日は40便といたします。

次に、④に記載しておりますけれども、夏期の利用状況を踏まえた運行便の調整を行いました。また、⑤として、一般乗合旅客自動車運送事業に係る管理の委託、いわゆる運行委託についても継続いたします。

最後に、周知方法でありますけれども、こちらにつきましては、「広報あおもり」、市営バスホームページのほか、バスロケーションシステムのバナー広告と市役所本庁舎、駅前庁舎、青森駅前発売所に設置しておりますデジタルサイネージにも広告を出しまして、様々な広報媒体を活用し、利用者の皆様へ周知を図ってまいりたいと考えております。

以上が令和6年度夏ダイヤ改正の概要であります。

○花田明仁委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。蛭名委員。

○蛭名和子委員 まず1点、改正時期はいつも3月の下旬なんですけれども、今回4月1日となっている理由を教えてください。

○花田明仁委員長 交通部長。

○佐々木淳交通部長 改正時期につきましては、今回4月1日からの改正ということにいたしましたけれども、平成31年頃は3月25日や24日であるとか、春分の日前後に改正日を設けていましたが、一部利用者の方から毎年変更する時期が変わるということでお問合せがあったり、これは内部的な事情もありますけれども、業務委託の際にも切れが非常に中途半端になりまして、不都合が生じているというようなこともあります。

御利用者の方からの意見がありましたのが一番大きいのですが、今回からまた以前の4月1日の改正に戻したような形を取らせていただいております。

以上です。

○花田明仁委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 次は、改正内容の①、総合体育館整備に伴う運行経路の新設・変更なんですけれども、これまでの浪館中央循環線などに比べて非常に時間がかかるんじゃないかなと思うんですが、今の循環のバスと時間がどれくらい変わってくるのか。

もう1点、例えば、総合体育館でイベント——スポーツ大会などがあった場合、総合体育館を始発とするバス運行とかもあってもいいんじゃないかなと思うんですけども、直接行って、直接そこから出る便もあってもいいのかなと思うんですけども、そういう場合は臨時便などなんですか。

○花田明仁委員長 交通部長。

○佐々木淳交通部長 まずは、運行時間の件ですけども、試算にはなりますが、これまでの最終的な目的地に行くために、途中を迂回しますので、少し時間がかかるんですけども、浪館中央循環線については、例えば、5分から10分ぐらいはやはり時間かかるかなと思っておりまして、スケート場線については、2分から4分程度の時間は増加するかと考えております。

もう1点、体育館始発の便等々あったほうが利用者にとって便利なんじゃないかというような御提案、臨時便の話もありましたけれども、臨時便につきましては、協議もしくはイベントの開催者で御用意するということが多かったりいたしますが、それ以外、例えば、始発便につきましては、今回初めて乗り入れるということもありますので、今回はこの浪館中央循環線と、スケート場線についての迂回、一部乗り入れルートで実施をスタートいたしますけども、今後本格的に利用が開始した段階で、利用状況も含め、総合的にその辺のダイヤについては検討してまいりたいと考えております。

○花田明仁委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 最後に1点ですけども、総合体育館の中というか、敷地内にはバスを待っている人が外じゃなくて中で待ってられる、そういう乗り入れということですか、そういうのはあるんですか。バス停は外なのか、道路上なのでしょう。

○花田明仁委員長 交通部長。

○佐々木淳交通部長 総合体育館で降りた際のお待ちになる方のことだと思うんですけども、まず、7月に供用開始される前までは、道路の手前のほうにバス停を用意いたしますので、その場合は臨時ということでバス停でお待ちいただくということになります。

総合体育館が運用開始になった時点では、ロータリーのほうに移させていただきますので、そこでお待ちいただくための特別の待機所などは御用意いたしませんけれども、体育館の中でお待ちいただくことは問題ないかと思いますが、そこは詳しくは打合せをまだこれからということになりますけれども、運用開始してからはロータリーの中にバス停を設けますので、そちらで御利用いただけるかなというふうな考えであります。

以上でございます。

○花田明仁委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

この際、ほかに理事者側から報告事項などありませんか。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 令和5年10月8日に発見されました、駅前公園における施設被害のその後の経過について、御報告申し上げます。

令和5年10月20日の都市建設常任委員協議会にて駅前公園で多機能トイレ1基と監視カメラ1基の破損被害があったということで報告させていただいておりましたが、昨日3月7日に新聞報道があったとおり、青森市内の少年2人が、駅前公園内の多機能トイレのドア1基と監視カメラ1基を破損させたとして、青森警察署は6日、器物破損の疑いで少年2人を書類送検したところであります。

今回の青森警察署からの報告を受け、市といたしましては、今後においても青森警察署と情報共有を密にしながら、事件の推移を注視してまいります。

報告は以上となります。

○花田明仁委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。木下委員。

○木下靖委員 今の警察のほうと連携しながら事件の推移をとというお話だったんですが、状況によっては、市として、損害賠償請求だとかというふうに移ることもあり得ると考えてよろしいですか。

○花田明仁委員長 都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 書類送検されたのが3月6日ということで、まだ相手方とは直接対話できていないという状況ではあるので現時点ではお示しできないんですけれども、警察署で事情聴取の場において、加害者家族から弁済の意向があるということは聞いておりますので、場合によっては、今後、対応も生じるかと考えております。

○花田明仁委員長 中田委員。

○中田靖人委員 たしかカメラは壊して、持っていったんですよね。捜査の内容になるから、答えられないかもしれませんが、どうやって特定したんですか。

○花田明仁委員長 都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 なぜ分かったのかということにつきましては、ほかの捜査の関連で、そのように至ったということもあったのと、あとは近隣防犯カメラの映像を基に、その2人に事情聴取をした結果、犯行を認めたということで聞いております。

○花田明仁委員長 中田委員。

○中田靖人委員 ほかのところに設置していた防犯カメラにも映っていたということなんですね。

〔清水明彦都市整備部長「はい」と呼ぶ〕

○花田明仁委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

理事者側からほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 また、委員の皆さんから、御意見等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の委員会を閉会いたします。

(会 議 終 了)